

## 2027 年度私費外国人留学生入試学生募集要項における記載内容の訂正とお詫び（正誤表）

令和 8 年 2 月 27 日に公表しました 2027 年度私費外国人留学生入試学生募集要項において、記載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所は、赤字で記載しております。

### 【訂正箇所】2 ページ 3. 在留資格

#### 変更前

私費外国人留学生入試に合格した人が入学する場合、入学時までに次のいずれかの在留資格を有していることが必要です。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）で別表第 1 に定める「留学」の在留資格
- (2) 上記の「留学」以外の在留資格で「留学」に変更することが可能な在留資格



#### 変更後

私費外国人留学生入試に合格した人が入学する場合、入学時までに次のいずれかの在留資格を有していることが必要です。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）で別表第 1 に定める「留学」の在留資格
- (2) 上記の「留学」以外の在留資格で、**大学入学に支障のない在留資格**